

2026年
(令和8)
8月から

法人事業所の代表者の皆さまへ

該当する方は
届出を!

保険料区分「法人B種」の 適用所得金額(上限金額)が拡充されます

法人事業所の
代表者のうち、

すべての所得の合計額が200万円超400万円以下

の組合員の方に
適用範囲が拡充されます。

現行

法人B種
200万円超**250万円以下**

法人A種

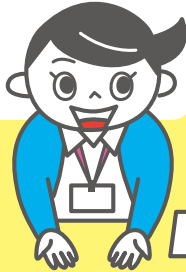
2026年
8月以降

法人B種
200万円超**400万円以下**

拡充

法人A種

届出の際は、「2025(令和7)年
分のすべての所得金額が
わかる書類」が
必要となります。



受付

該当する方は

届出が
必要です

8月24日
までに

所属の支部に
届出すると

2026年8月分から
保険料が変わります

【届出に必要な書類】

お持ちいただく書類

2026(令和8)年度

いずれか
1通

- 住民税(非)課税証明書(原本又は写し)
- 住民税納税通知書(写し)

支部にて記入いただく書類

- 就業実態(保険料区分・事業所・業種)変更届

ご注意ください

- 本件は「2025年分の所得」が対象となります。2026年7月分までの保険料は、これまでどおり「200万円超250万円以下」が適用範囲となります。
- 本件に該当される場合は、届出が必要となります。
- 2026年8月24日までに届出された場合は2026年8月から保険料区分が変更となり、それ以降は、毎月24日まで国保組合へ届出されると、届出月から変更となります。

届出の窓口は
ご所属の支部になります

東京土建
TOKYO DOKEN KOKUHO
国保 SINCE 1970

東京土建国民健康保険組合
資格課(☎ 03-5348-2988)